

# 交通事故の被害者と その家族のために



岡山県警察

令和7年





## はじめに

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお問い合わせすることは何か
- 事故の加害者はどのような手続きで処罰されるのか
- 自動車の保険制度とはどのようなものか

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくことを目的に作成しています。

少しでも被害者やその家族のお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談下さい

担当者は

警察署 交通 課

高速道路交通警察隊 方面隊

氏 名

電 話           —           —           (内線           )

です。



## ～ 目 次 ～

- 1 警察からの支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
～ 支援と連絡の制度 ～
- 2 加害者処罰までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 4  
～ 捜査開始から加害者の処分決定までの流れ ～
- 3 自動車保険などについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10  
～ 補償と保険の制度 ～
- 4 被害者への援助や救済制度について・・・・・・・・・・・・ 14  
～ 援助や救済の内容 ～
- 5 警察以外の支援窓口について・・・・・・・・・・・・・・・・ 18  
～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関等 ～
- 6 ひき逃げ事件の被害者の方へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 23



## 警察からの支援について

警察では、交通事故の被害者やその家族の方（このパンフレットでは、以下「被害者等」と記載します。）を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置などを行っています。

### 指定被害者支援員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等を支援するために、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付添い、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

### 被害者連絡制度

被害者等は、交通事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者がどのような処分を受けるのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、重大な交通事故事件等について、交通事故を担当した捜査員等が被害者等に対し、次のような情報を提供する制度を運用しています。

#### 交通事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名、年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

#### 交通事故の相手方の刑事処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 加害者を送致した検察庁及び処分結果（起訴・不起訴等）
- 起訴された時は、公訴を提起した裁判所

#### その他

被害者等の中には、交通事故のことを思い出したくないので連絡しないでほしいという方もおられると思います。

そのような方は、担当捜査員にその旨をお知らせ下さい。



## カウンセリング

交通事故に遭われた被害者やご家族、ご遺族の中には、事故により強いショックを受け、不安でたまらなくなり、気持ちをうまくコントロールできず悩んでいる方がおられます。

警察には、心にこのようなダメージを負った方が、心理臨床の専門家によるカウンセリングを受けた際、費用を公費で負担することにより、心理的負担や経済的負担を軽減するための制度があります。

## 警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者等の相談に乗るなどの支援活動も行っています。

### ① 交通事故に関する相談窓口

- 岡山県警察本部 交通部 交通指導課

086-234-0110（内線5130・5131・5132）



### ② 被害者支援に関する相談窓口

- 岡山県警察本部 警務部 県民広報課 犯罪被害者支援室

086-234-0110

（内線 2541・2542・2543）

- 各警察署にも相談窓口を設けていますので、ご相談下さい。

- 他の都道府県警察の相談窓口について知りたい方は、

警察庁犯罪被害者支援室ホームページ

<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>

をご参照下さい。

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

## 検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の地方検察庁及び一部の支部等に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

## 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じて事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所からも、被害者等に対し、その希望に応じて保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

これらの通知の申出先は、加害者の審判結果が「少年院送致」である場合は、お近くの少年鑑別所、「保護観察」である場合は、お住まいの都道府県にある保護観察所です。

## 岡山県や民間被害者支援団体による支援窓口等

岡山県では、被害者等からの相談の対応や支援に関する情報提供は公的機関だけでなく、民間にも、被害者等の要望に沿ったアドバイスや直接支援、自助グループの紹介など様々な支援を無料で行っている支援団体があります。

### 自助グループとは

同じような犯罪により被害を受けた当事者の方たちの集まりです。  
これまで声にすることができなかったことを遠慮なく語る場を作り、同じような苦しさや辛さを抱えた被害当事者の方同士が、語り合う集まりです。



## 加害者処罰までの流れについて

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。



### 捜査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

#### 事情聴取

事故に遭われた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。



その際、供述調書を作成することもあります。

被害者等にとっては、事故について思い出したくないこと、言いたくないこともあるかもしれませんが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないものです。

詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますので、捜査へのご協力をお願いします。

#### 実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などを詳しく調べ、事故の状況や原因を明らかにするために行うものです。

被害者等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。

また、事故当時に被害者の方が着ていた服などを、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。



## 事件送致

警察が捜査の結果に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は関係書類や証拠品などと共に被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

（新聞等の事件に関する報道では、被疑者のことを「容疑者」と表現していることが多くみられます。）

### 被疑者を逮捕した場合

- 警察は捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、その身柄を拘束したときから48時間以内に関係書類や証拠品などと共に、検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けたときから24時間以内に裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。  
必要がある場合は最長20日間被疑者を勾留することもあります。

### 被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行った後、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



## 起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- **裁判にかける場合を「起訴」**
  - **裁判にかけない場合を「不起訴」**
- と言います。

また、起訴には

- **公開の裁判を請求する「公判請求」**
- **書面審理により罰金や科料を命じる裁判を請求する「略式命令請求」**等があります。（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）

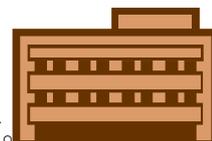


※ 必要に応じて、検察官が被害者等から事情を聞くことがありますが、起訴、不起訴の判断のため重要なものですからご理解下さい。

※ 不起訴処分となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申し立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせ下さい。

## 公 判 等



公判では、裁判官が証拠による審理を行い、判決を下します。被害者等には、刑事裁判において、証人として証言などをしていただくことがあります。

裁判では被害者等を保護するため、次のような制度が設けられています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室からビデオモニターを通じて証言すること。

この他に次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の刑事記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申出があれば、優先して公判を傍聴することができるように、できる限りの配慮がなされます。
- 被害に関する民事上の争いについて、裁判外で被告人との間で和解（合意）が成立した場合、その合意内容を刑事裁判の公判調書に記載してもらうことができます。

この公判調書の謄本を利用して強制執行の手続をとることができます。

- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- 被害者参加制度

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反等の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

また、被害者参加人として公判期日に出席した場合は、旅費日当が支給

されます。

○ 被害者国選弁護士制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や、被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額を控除した額が基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

（注）資力から控除する療養費等とは、請求の日から6か月以内に支出することとなる治療費、付添看護費、入通院交通費、リハビリ・介護に要する費用、被害者が亡くなった場合の葬儀代等です。

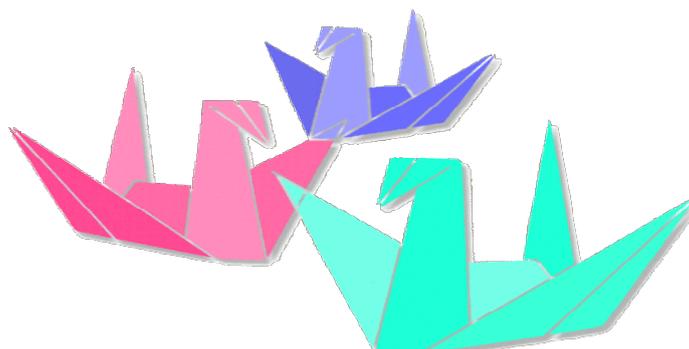
○ 損害賠償命令制度

いわゆる危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた犯罪の被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続きは、被告人に対し、有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議申立てがあった場合等は、通常の民事手続に移行します。

※ 詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。



また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

- 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査記録、いわゆる社会記録は除きます。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反など（加害者の年齢が、事件当時12歳以上の場合に限られます。）により、生命に重大な危険を生じさせられた被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から少年審判の結果等の通知を受けることができます。

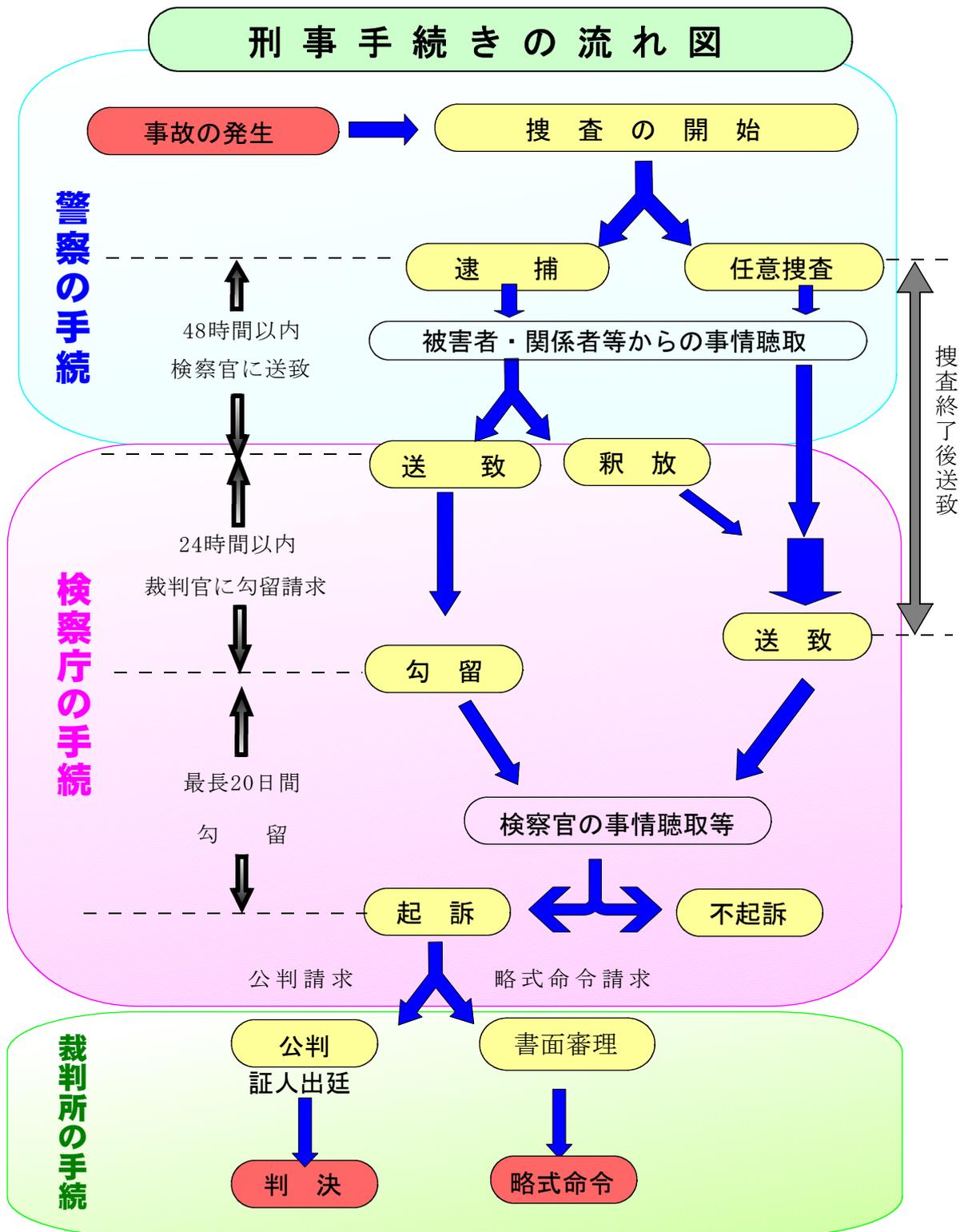
※ 詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

## 更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

- 意見等聴取制度  
加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。  
聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。
- 心情等伝達制度  
加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する被害者等の意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。  
保護観察中の加害者に関しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

※ 詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。



※ 加害者が少年（20歳未満）のときは、少年審判手続きなどによる場合があります、これらの手続きとは違いがあります。

## 自動車保険などについて



交通事故の被害者等への保障制度は、次のようになっています。

### 自賠責保険(共済)と任意保険(共済)

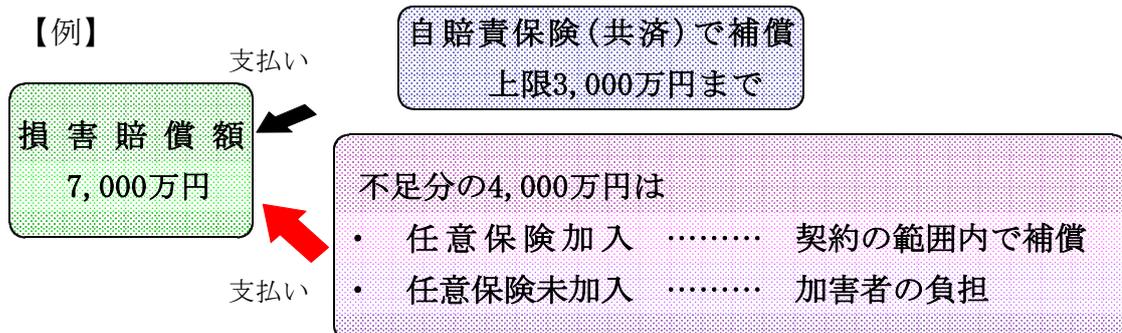
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)と任意保険があり、

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で次のようになっています。

自 賠 責 保 険		対 比	任 意 保 険
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意
人身損害だけ		対 象	人身損害と物損
死 亡	3,000万円	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
傷 害	120万円		
後遺障害	75万~4,000万円 (1~14の障害等級による。)		

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分が任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償(てん補)され、不足分の4,000万円が加害者側が加入している任意保険や被害者が加入している人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



## 自 賠 責 保 険

### ① 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、各保険会社（共済組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

#### (1) 被害者請求

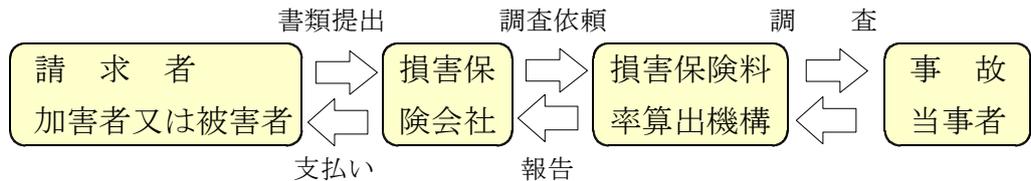
被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社などに対して損害賠償額の支払いを請求できます。

#### (2) 加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関に治療費等を支払った都度、加害者は被害者に賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社などに対して保険金を請求することができます。

#### 保険請求の流れ



### ② 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前に、当座の出資に充てるため、仮払金を損害保険会社などに請求することができます。

※ 請求の具体的な手続きについては、損害保険会社などにお問い合わせ下さい。

### ③ 請求できる期間

#### (1) 被害者請求の場合

請求区分	いつから	いつ（時効完成）までに
傷 害	事故発生日	事故発生の翌日から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日の翌日から3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日の翌日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。

#### (2) 加害者請求の場合

請求区分	いつから	いつ（時効完成）までに
傷 害	損害賠償金を支払った日	損害賠償金を支払った日の翌日から3年以内
後遺障害		
死 亡		

**自賠責保険（共済）請求 提出書類一覧表**

必 要 書 類		加 害 者 請 求			被 害 者 請 求			仮 渡 金	
		死亡	後遺 障害	傷害	死亡	後遺 障害	傷害	死亡	傷害
請 求 書	保険金（共済金）支払請求書	◎	◎	◎					
	損害賠償額支払請求書				◎	◎	◎		
	仮渡金支払請求書							◎	◎
交通事故証明書（人身事故）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
通院交通費明細書		○		◎	○		◎		
付添看護自認書または看護料領収書		○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書（控え）など		○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書		◎	◎	◎					
示談書（示談成立の場合）		○	○	○					
請求者の印鑑証明		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明（第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本		◎			◎			◎	
後遺障害診断書			◎			◎			
レントゲン写真等		○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。  
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

**任意保険**

※ 保険金請求の具体的な手続きについては、各損害保険会社によって異なりますから、それぞれ加入している損害保険会社にお問い合わせ下さい。



事故後速やかに連絡

保険会社

## 政府保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険による救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

政府保障事業とは、このような場合などに政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

保険金請求方法や必要な書類などの詳しいことは、最寄りの損害保険会社などにお尋ね下さい。

### 自賠責保険（共済）と政府保障事業の違い



自賠責保険（共済）		政府保障事業
加害者及び被害者	請求者	被害者のみ
死亡、傷害、後遺障害に応じて、人身事故の損害を対象に支払われます。	支払い 限度額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険等による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失のあった場合は減額されます。	減額等	被害者に重大な過失のあった場合は減額されます。

※ 交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせ下さい。

## その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに自動車の所有者や運送事業者等に対し、財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別個のものですから、警察が直接関与することができないことをご理解下さい。

## 被害者への援助や救済制度について

交通事故被害者等に対しては、次のような援助・救済制度があります。

### ① 経済的支援や各種支援・福祉制度

#### (1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
福 祉 制 度	<p>交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合等に、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付制度があります。</p> <p>また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。</p> <p>窓口：市区役所・町村役場、福祉事務所</p>
公 営 住 宅 へ の 優 先 入 居	<p>交通事故により収入が減少して生計維持が困難となった場合や、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに公営住宅への優先入居ができる制度です。</p> <p>窓口：公営住宅管理担当窓口</p>

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。



(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
<p><b>独立行政法人</b> <b>自動車事故対策機構</b> <b>(NASVA)</b> <b>◎岡山支所</b> 岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック 総合研修会館3階 <b>TEL086-232-7053</b> <b>◎本部</b> 東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカースト19階 <b>TEL03-5608-7560</b> <b>交通事故被害者ホットライン</b> <b>TEL0570-000-738</b> <b>IP03-6853-8002</b> ※10:00～12:00 13:00～16:00 土日・祝日・年末年始を除く</p>	<p>独立行政法人自動車事故対策機構では、下記のような被害者援護事業を行っています。</p> <p>① 自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方への介護料の支給</p> <p>② 自動車事故によって重度の意識障害を負った方を専門に治療及び看護を行う療護施設（病院）の設置・運営</p> <p>③ 自動車による交通事故が原因で保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭の子供への生活資金（無利子）の貸付及び友の会の設置・運営</p> <p>④ 上記①～③に係る相談 ホームページ <a href="https://www.nasva.go.jp">https://www.nasva.go.jp</a></p>
<p><b>公益財団法人</b> <b>交通遺児等育成基金</b> <b>TEL03-5212-4511</b> フリーダイヤル <b>TEL0120-16-3611</b> (支援事業については) <b>TEL03-3237-0158</b></p>	<p><b>【交通遺児育成基金事業】</b> 自動車事故で保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、この拠出金を同基金が安全確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えて、本人が満19歳に達するまで育成給付金として年4回(3, 6, 9, 12月)一定額が支給されます。</p> <p><b>【交通遺児等支援事業】</b> 自動車事故で配偶者を亡くした方や重い後遺障害（自賠責1～3級）が残った方などで、中学生以下の子供を扶養している方を対象に一定条件の下に、「越年資金」「入学支度金」「進学等支援金」「緊急時見舞金」を支給しています。 ホームページ <a href="https://www.kotsuiji.or.jp">https://www.kotsuiji.or.jp</a></p>

名 称	内 容
<p>公益財団法人 交通遺児育英会 TEL03-3556-0773 フリーダイヤル TEL0120-521-286</p>	<p>交通遺児や交通事故により重度の障害が残った方の子供に対する奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。</p> <p>貸与対象は高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。</p> <p>(一部給付制度があります。)</p> <p>ホームページ <a href="https://www.kotsuiji.com">https://www.kotsuiji.com</a></p>
<p>岡山県交通遺児 就学援助基金 TEL086-226-7292</p>	<p>岡山県内の義務教育諸学校、高等学校及び高等専門学校等に在学する交通遺児に対して、就学の援助を行うものです。</p> <p>詳しくは、岡山県くらし安全安心課にお問い合わせください。</p>
<p>岡山市交通遺児 激 励 金 TEL086-803-1106</p>	<p>岡山市内に住所登録のある交通遺児に対して、小学校等・中学校等の入学時及び中学校の卒業時に激励金を支給しております。</p> <p>詳しくは、岡山市生活安全課交通安全防犯室にお問い合わせ下さい。</p> <p>ホームページ <a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016804.html">https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016804.html</a></p>
<p>一般財団法人 道路厚生会 TEL03-6674-1761 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル11階 ※ 9:30~12:00 13:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く</p>	<p>東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路で交通事故(原因・過失を問わず)により死亡された方の遺児のうち、経済的な理由から修学困難な高校生等に修学資金の給付を行っています。</p> <p>また、修学資金の給付を受けながら高等学校等を卒業した遺児には「卒業祝金」を給付しています。</p> <p>なお、修学資金及び卒業祝金ともに、返済の必要はありません。</p> <p>ホームページ <a href="https://www.douro-kouseikai.org/">https://www.douro-kouseikai.org/</a></p>
<p>日本司法支援センター (法テラス) 犯罪被害者支援ダイヤル TEL0120-079714 (なくことないよ) 平日 9:00~21:00 土曜日9:00~17:00</p>	<p>一般的な法制度や犯罪被害者支援を行っている機関・団体の相談窓口の情報を案内します。</p> <p>また、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介や「被害者参加人のための国選弁護士制度」に関する業務を行っています。</p> <p>ホームページ <a href="https://www.houterasu.or.jp">https://www.houterasu.or.jp</a></p>

## ② 税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、配偶者と死別した方などには、次のような「所得控除」により所得税の負担が軽減される場合があります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの
障 害 者 控 除	自己又は、自己の扶養親族等が障害者である場合は、1人につき27万円（重度の障害がある場合は40万円）が控除されるもの
寡 婦 控 除	配偶者と死別した場合は、一定の要件に該当する場合、27万円が控除されるもの
ひとり親控除	子供を養う単身者として、一定の要件に該当する場合、35万円が控除されるもの

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。



## 警察以外の支援窓口について

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援を行っています。

### 各種相談窓口

※いずれの相談先も、土日、祝日、年末年始を除きます。

名 称	内 容
検 察 庁 被害者ホットライン	被害相談や事件に関する問い合わせができます。 ◎ 岡山地方検察庁 086-224-3322 (TEL, FAX)
保 護 観 察 所	被害者等からの電話や来庁による相談や問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。 ◎ 岡山保護観察所 所在地 岡山市北区南方1-8-1 岡山法務総合庁舎（2階） 086-224-3008（被害者専用） <a href="http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_okayama_okayama.html">http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_okayama_okayama.html</a>
岡山地方法務局	法務局職員又は人権擁護委員が被害者等の人権相談に応じ、人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。 ◎ 常設人権相談所 岡山地方法務局又はその支局 みんなの人権110番 0570-003-110 (最寄りの法務局につながります。) ◎ インターネット人権相談受付窓口 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a>

機 関 名 等	相談場所・相談日及び時間
<p><b>岡 山 県</b></p>	<p>■ <b>交通事故相談所</b></p> <p>◇ <b>岡山県交通事故相談所・本所</b>            岡山市北区南方2-13-1            岡山総合福祉・ボランティア・NPO会館・きらめきプラザ            086-226-7334（直通）            月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時</p> <p>◇ <b>岡山県交通事故相談所・津山支所</b>            津山市山下53 美作県民局別館1階            0868-23-1248（直通）            毎月第3木曜日 13時～16時（木曜日以外は本所に転送）</p> <p>■ <b>弁護士相談</b>            電話による相談はできません。（事前に予約が必要）</p> <p>◇ <b>岡山県交通事故相談所・本所</b>            偶数月第2水曜日 13時～16時</p> <p>◇ <b>岡山県交通事故相談所・津山支所</b>            奇数月第3木曜日 13時～16時</p> <p>■ <b>巡回相談</b>            次の会場で毎月定期巡回相談を行っております。相談は事前予約制です。相談日の原則一週間前までに、岡山県交通事故相談所・本所へ電話でお申し込みください。また、都合により日程が変更・中止になることもあります。</p> <p>◇ <b>笠岡市役所 協働のまちづくり課</b>            笠岡市六番町2-5（岡山県井笠地域事務所第2庁舎内）            0865-69-2123（直通）            毎月第3水曜日 10時～12時、13時～15時</p> <p>◇ <b>新見市役所 交通対策課</b>            新見市新見310-3            0867-72-6122（直通）            毎月第2金曜日 10時～12時、13時～15時</p>
<p><b>交通安全活動推進センター</b></p>	<p>◇ <b>岡山県交通安全活動推進センター</b>            岡山市北区御津中山444-3 岡山県交通安全協会内            086-724-9700            月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時</p>
<p><b>おかやま被害者支援ネットワーク</b></p>	<p>各種の被害相談窓口を設け、被害者本人からだけでなく、ご家族や友人からの相談にも応じています。</p> <p>また、警察だけでは対処できないことについては、専門の機関をご紹介いたしますので、どこに相談したらよいのか分からないときにも、ご利用ください。</p> <p>◇ <b>おかやま被害者支援ネットワーク</b>            岡山市北区内山下2-4-6 岡山県警察本部内            086-233-8349            月曜日～金曜日 9時～17時</p>

機 関 名 等	相 談 場 所 ・ 相 談 日 及 び 時 間
<p><b>岡 山 市</b></p> <p><b>倉 敷 市</b></p>	<p>◇ <b>岡山市市民生活局生活安全課交通事故相談所</b>            岡山市北区大供1-1-1 岡山市役所2階生活安全課内  <b>086-803-1108</b> (直通)            月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時            土日・祝日・年末年始を除く。</p> <p>◇ <b>倉敷市交通事故相談所</b>            倉敷市西中新田640 倉敷市役所本庁舎1階  <b>086-426-3110</b>            月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時            土日・祝日・年末年始を除く。</p>
<p><b>公益財団法人 交通事故 紛争処理 センター</b></p>	<p>自動車事故に伴う損害賠償の紛争を解決するため、中立公正な立場で弁護士や法律の専門家による無料の和解あっ旋及び審査を行っています。</p> <p><b>広島支部</b>            広島市中区八丁堀14-4 JFI広島八丁堀ビル4階  <b>082-962-5421</b>            ※上記のほか、本部が東京に、支部が札幌、仙台、名古屋、大阪、高松及び福岡に、相談室がさいたま、金沢及び静岡に設置されています。</p>
<p><b>公益財団法人 日弁連交通事故 相談センター</b></p>	<p>自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談のあっ旋を無料で受け付けています。 ※岡山県支部の案内は次頁</p>
<p><b>一般社団法人 日本損害保険 協会・そんぽ ADRセンタ ー</b></p>	<p>損害保険に関する一般的な相談（自動車保険及び自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内等）</p> <p>そんぽADRセンター近畿            大阪府中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階  <b>0570-022-808</b> (ナビダイヤル)  <b>06-7634-2321</b> (IP電話から)            平日9時15分～17時(祝休日及び12月30日から1月4日を除く。)            ※上記のほか、東京に拠点を設置されています。</p>

(公財) 日弁連交通事故相談センター岡山県支部 定期相談会場一覧表

※ いずれも必ず電話予約が必要

相 談 場 所	相談日	相 談 時 間
<b>岡山弁護士会(岡山相談所)</b> 岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	月曜日 水曜日 金曜日	予約電話 086-234-5888 9時30分～15時30分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会倉敷支部(倉敷相談所)</b> 倉敷市幸町3-33 岡山地方裁判所倉敷弁護士室内	木曜日	予約電話 086-422-0478 13時～15時30分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会津山支部(津山相談所)</b> 津山市椿高下52 岡山地方裁判所津山弁護士室内	火曜日	予約電話 0868-22-0464 13時～15時30分 (相談無料。相談時間40分以内)

(公財) 日弁連交通事故相談センター 電話相談

相 談 場 所	相談日	相 談 時 間
<b>日弁連交通事故相談センター</b> TEL 0120-078-325 (相談無料。相談時間10分程度)	月曜日 ～ 金曜日	10時から19時 全国統一フリーダイヤルのため、相談を実施している会場につながります。

岡山弁護士会地域法律相談センター会場一覧表

※ いずれも必ず電話予約が必要 予約電話 086-234-5888

相 談 場 所	相談日	相 談 時 間
<b>岡山弁護士会井笠法律相談センター</b> 笠岡市六番町1-10 笠岡市民会館内	木曜日	13時～16時10分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会東備法律相談センター</b> 和気郡和気町尺所555 和気町総合福祉センター内	水曜日	13時～16時10分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会新見法律相談センター</b> 新見市新見310-3 新見市役所南庁舎	月曜日	13時10分～16時20分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会高梁法律相談センター</b> 高梁市向町21-3 高梁総合福祉センター内	火曜日	13時～16時10分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会勝英法律相談センター</b> 美作市入田291-2 美作県民局勝英地域事務所内	金曜日	13時～16時10分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会真庭法律相談センター</b> 真庭市勝山319 勝山文化センター内	金曜日	13時～16時10分 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会倉敷法律相談センター</b> 倉敷市阿知一丁目7-2 倉敷駅西ビル8階	木曜日 金曜日	13時～17時 (相談無料。相談時間40分以内)
<b>岡山弁護士会津山法律相談センター</b> 津山市山北520 津山市総合福祉会館内	火曜日	13時～17時 (相談無料。相談時間40分以内)

予約電話の受付時間は、平日の9時～16時30分までです。

(土日、祝日、年末年始を除く。)

都合が悪くなった場合は、必ず連絡をお願いします。

## 岡山県の被害者支援窓口

名 称	内 容
岡山県 くらし安全安心課	総合的な対応窓口を設置し、被害者等からの相談の対応や支援に関する情報提供を行っています。 086-226-7259

## 民間被害者支援団体による支援

下記の支援団体は、弁護士、精神科医などの専門家への橋渡し、検察・法テラスなど他の支援機関の情報提供、刑事手続きの説明や裁判などへの付添いなどの裁判支援、生活資金や公営住宅の確保、医療サービスの仲介等の生活や心の支援、自助グループの運営など、様々な支援活動を行っています。

名 称	相談日・相談時間等
公益社団法人 被害者サポート センターおかや ま ヴィスコ (VSCO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所在地 岡山市北区内山下2-2-15</li> <li>○ 電話 086-223-5562</li> <li>○ 相談日 毎週月曜日～土曜日 10時から16時 (祝日、年末年始を除く。)</li> <li>○ ホームページ <a href="http://vsco.info">http://vsco.info</a></li> <li>○ 岡山県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」</li> </ul>

## ひき逃げ事件の被害者の方へ



### ◎被害者の方へのお願い

ひき逃げ事件の被害者の方やご家族の方には、刑事手続きを進めていく上で必要な様々なお願いをします。そのことでご負担をおかけすることがありますが、被害者の方やご家族の方からご協力を得ることは、事件の真相を明らかにし、犯人を早く捕まえて処罰するために非常に重要なことですので、以下のことについて、是非ともご協力をお願いします。

### 事故状況のお尋ね

被害者の方から交通事故の発生状況、逃げた車の特徴などについて、その事情を詳しくお聞きします。

被害者の方の中には言いたくないこともあるかもしれませんが、犯人を捕まえる上で重要なことです。

詳しいことが分かれば、捜査もスムーズになり、早く犯人を検挙・処罰することにつながりますから、ご協力をお願いします。

### 証拠品の提出

事故当時、被害者の方が着ていた服や持ち物などを提出していただくことがあります。これらは、逃げた車両の塗膜片などが付着していることがあるため、犯人の捜査や事故の状況を知る上で大変重要になることがあります。

提出していただいた物は、大切に保管し、捜査が終了した時点でお返しいたします。

返してもらわない物は、提出時などに申し出ていただければ、保管する必要がなくなった後に、他人の目に触れないようにして処分します。

### 交通事故現場での立ち会い

被害者の方には、事故の発生状況などをお尋ねするため、交通事故現場に立ち会っていただくことがあります。

立ち会っていただくときは、ある程度の時間がかかりますが、必要なことから、ご協力をよろしくをお願いします。

